

令和2年度第5回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和3年2月12日（金）

午後1時55分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会

大会議室（センタープラザ18階）

令和2年度第5回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和3年2月12日(金)午後1時55分～午後3時00分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(3名)

理事長 酒井隆明 (丹波篠山市長)
副理事長 岡田康裕 (加古川市長)
専務理事 森博城

(2) 書面出席(8名)

副理事長 庵途典章 (佐用町長)
理事 石井登志郎 (西宮市長) (代理) 国民健康保険課長 北出美穂
越田謙治郎 (川西市市長) (代理) 健康増進部長 荒崎成治
仲田一彦 (三木市長) (代理) 健康福祉部長 岩崎国彦
清元秀泰 (姫路市長) (代理) 市民生活部長 室井靖彦
多次勝昭 (朝来市長)
守本憲弘 (南あわじ市長) (代理) 市民福祉部副部長兼長寿・保険課長 齋藤浩二
河野勝雄 (兵庫県食品国保組合理事長) (代理) 専務理事 寺田利樹

(3) 説明のため出席した者の職氏名(10名)

事務局長	永井克典	参与(中期経営計画推進担当)	宮西一夫
総務部長	入江健介	審査部長	宮崎勝也
保険者支援部長	細目久一	総務課長	久保誠
財務室長	工藤惠	職員課長	岩薮義史
介護福祉課長	藤川雅信	事業課長	草田康史

5 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 7 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 8 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

(2) 議決事項

- 議案第 20 号 兵庫県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 21 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 22 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 23 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 24 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 25 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 26 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 27 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の処分限度額について
- 議案第 28 号 兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 29 号 兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 30 号 兵庫県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 31 号 兵庫県国民健康保険団体連合会福祉医療費審査支払規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 32 号 兵庫県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 33 号 押印に係る様式の統一化に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第 34 号	兵庫県国民健康保険団体連合会保険者レセプト管理システム運用管理業務規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 35 号	兵庫県国民健康保険団体連合会療養費審査規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 36 号	兵庫県国民健康保険団体連合会柔道整復師施術療養費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 37 号	兵庫県国民健康保険団体連合会公印規程の一部を改正する規程の制定について
議案第 38 号	兵庫県国民健康保険団体連合会国保データベース（KDB）システム負担金規程の一部を改正する規程の制定について
議案第 39 号	兵庫県国民健康保険団体連合会保健事業積立金管理運用規程の一部を改正する規程の制定について
議案第 40 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会負担金の賦課額について
議案第 41 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会国保データベース（KDB）システム負担金の賦課額について
議案第 42 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会保健事業負担金の賦課額について
議案第 43 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画及び予算について
議案第 44 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
議案第 45 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
議案第 46 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第 47 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
議案第 48 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 49 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第 50 号	令和 3 年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額について
議案第 51 号	兵庫県国民健康保険団体連合会役員の補充選任について
議案第 52 号	第 140 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会の招集について

(3) その他

国保総合システムの次期更改について

6 会議の概要

開 会	久保総務課長の司会により開会
開会あいさつ	酒 井 隆 明 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長が議長に選任された。 議 長 酒 井 隆 明 理事長
出席者の報告	久保総務課長から報告を行った。 出席者 3 名、書面出席者 8 名
理事会成立宣言	酒井議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、岡田副理事長が指名された。 議事録署名人 岡 田 康 裕 副理事長
議 事	永井事務局長から説明及び報告を行った。 ・報告事項 (2 件) ・議決事項 (33 件) ・そ の 他 (1 件)
閉 会	

7 議事（要旨）

久保総務課長

定刻前ですが、皆様おそろいですので、ただ今から令和2年度第5回理事会を開会いたします。

酒井理事長

開会にあたりまして、理事長の酒井丹波篠山市長からご挨拶を申し上げます。皆さんこんにちは。

本日は、理事会の開催を申し上げましたところ、皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

コロナの感染が少し落ち着いたとはいえ、拡大をしております、それぞれ皆さん、色々ご苦勞をいただいているのではないかと思います。

私の方の丹波地域においても感染者はあまり出ていなかったのですが、このところ少し増えてきまして、大変心配もしているところです。

また、当連合会にも色んな影響が出てきておりまして、それも踏まえて、今日、ご審議をいただくことになります。

本日は、報告事項が2件と議決事項が33件、令和2年度の補正とか令和3年度の事業計画・予算など大切な案件ばかりとなっておりますし、かなりたくさん分量となっておりますけれども、どうかよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

久保総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

酒井議長

規約第32条第1項の規定により、酒井理事長にお願いいたします。

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行にご協力をお願いいたします。

本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

久保総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者3名、代理出席を含め、書面出席8名、以上、過半数の出席がありますことをご報告いたします。

酒井議長

規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定により、議長が指名することになっておりますので、加古川市長の岡田副理事長さんをお願いいたします。

岡田理事

はい。

酒井議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、報告事項として、報告第7号「役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」及び報告第8号「職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」を報告いたします。

永井事務局長

事務局に説明を求めます。

事務局長の永井でございます。

よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、「令和2年度 第5回 兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」に基づき説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」につきましては以下、「本会」と略させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

報告第7号及び第8号につきましては、本会規約第34条の2の規定により、臨時急施を要し、理事会を招集する暇がございませんでしたので、令和2年12月7日に理事長専決処分を行ったものでございます。

それでは、報告第7号「本会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」の改正に伴い、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

4ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、期末手当の支給割合を記載のとおり改正したもので、令和2年12月7日施行、令和3年1月1日適用でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第8号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正に伴い、所要の整備を行うため、制定したものでございます。

10ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、期末手当の支給割合及び給料表をそれぞれ記載のとおり改正したもので、令和2年12月7日施行、令和3年1月1日適用でございます。

また、この令和3年1月1日適用についてですが、本会職員の給与は兵庫県に準拠しているため、本来ですと兵庫県が適用した令和2年12月期の期末手当から対象となりますが、理事長専決日が期末手当の基準日である12月1日を超えた対応となったため、不利益不遡及の法令順守の観点から令和3年1月1日適用といたしました。

なお、令和2年12月期の減額0.05月分の支給財源は、一般会計の新たに県から受託しております「新型コロナウイルス緊急包括支援事業費」を財源とし、保

険者からいただく審査支払手数料等を財源としたものではありません。

このような対応になり、誠に申し訳ございませんでした。

今後は、県議会における条例改正内容の把握を含め、県との連携を密にして取り組んでまいります。

以上、報告第7号及び報告第8号の説明を終わります。

酒井議長

報告第7号及び報告第8号の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、以上で報告事項の説明を終わります。

続きまして、議決事項として、令和2年度関係議案、議案第20号「介護サービス苦情処理委員会規程の一部を改正する規程の制定について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第20号「本会介護サービス苦情処理委員会規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、平成24年4月1日に施行された介護保険法の一部改正に伴い、関係規定について現状の表記との整合性を図るためでございます。

26ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、委員会の設置を介護保険法第176条第1項第3号に基づくものとするもので、令和3年2月12日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第20号の説明を終わります。

酒井議長

議案第20号の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、議案第20号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

議案第20号は、規約第33条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

続きまして、議案第21号「一般会計歳入歳出予算補正について」から議案第27号「退職給付引当資産の処分限度額について」までを一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の30ページ「令和2年度一般会計及び特別会計別予算補正

について」をお願いいたします。

1 各特別会計における診療報酬等支払勘定につきましては、診療報酬等の実績による必要な予算補正を行うものでございます。

2 一般会計及び各特別会計における業務勘定につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による審査支払等取扱件数の減少、並びにシステム関連経費縮減による経費の減額等に伴い、必要な予算補正を行うものでございます。

また、実費弁償上の収支均衡を図る観点から、令和元年度からの繰越金を財源とした ICT 積立資産への積立てを増額するものでございます。

予算補正の概要（総括）でございますが、最下段の合計をお願いいたします。補正前の額 1 兆 9,840 億 7,931 万 3 千円、補正額 1,285 億 8,278 万 9 千円の減、補正後の額 1 兆 8,554 億 9,652 万 4 千円、補正前との比較 93.5%でございます。

次に、議案第 21 号から議案第 26 号までの各会計の予算補正でございますが、限られた時間でもございますので、お手元の「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の 1 ページをお願いいたします。

議案第 21 号「令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、新型コロナウイルス緊急包括支援事業（慰労金・支援金）等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

補正額 70 億 5,595 万 3 千円の減、補正後の額 542 億 1,563 万 6 千円、補正前との比較 88.5%、主な補正理由は、歳入の県支出金、歳出の事業費の減でございます。

2 ページをお願いいたします。

議案第 22 号「令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、国保診療報酬等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するもので、(1) 業務勘定でございます。

補正額 3 億 6,099 万 1 千円の減、補正後の額 34 億 746 万 1 千円、補正前との比較 90.4%、主な補正理由は、歳入の繰入金、歳出の国保中央会負担金の減でございます。

3 ページをお願いいたします。

(2) 診療報酬支払勘定でございます。

補正額 115 億 6,500 万 7 千円の減、補正後の額 4,308 億 3,343 万 6 千円、補正

前との比較 97.4%、主な補正理由は、歳入及び歳出の診療報酬等受入金及び支出金の減でございます。

4 ページをお願いいたします。

議案第 23 号「令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、介護給付費等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するもので、(1) 業務勘定でございます。

補正額 1 億 718 万円の減、補正後の額 35 億 5,146 万円、補正前との比較 97.1%、主な補正理由は、歳入及び歳出の主治医意見書料等受入金及び支出金の減でございます。

5 ページをお願いいたします。

(2) 介護給付費等支払勘定でございます。

補正額 76 億 9,997 万 3 千円の減、補正後の額 4,597 億 3 万円、補正前との比較 98.4%、主な補正理由は、歳入及び歳出の介護給付費受入金及び支出金の減でございます。

6 ページをお願いいたします。

議案第 24 号「令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、障害介護給付費審査支払手数料等の収入減に伴い、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

補正額 98 万 5 千円の減、補正後の額 1 億 8,991 万 2 千円、補正前との比較 99.5%、主な補正理由は、歳入の手数料、歳出の諸支出金の減でございます。

7 ページをお願いいたします。

議案第 25 号「令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、「ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産（ICT 積立資産）」への積立を行うなど、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

補正額 479 万 2 千円の増、補正後の額 1 億 6,213 万円、補正前との比較 103%、主な補正理由は、歳入の繰越金、歳出の積立金の増でございます。

8 ページをお願いいたします。

議案第 26 号「令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、後期高齢者医療診療報酬等の実績を勘案し、所要の補正を行う必

要があるため、この議案を提案するもので、(1) 業務勘定でございます。

補正額 4,302 万 9 千円の増、補正後の額 32 億 6,732 万 4 千円、補正前との比較 101.3%、主な補正理由は、歳入及び歳出の損害賠償金受入金及び支出金の増でございます。

9 ページをお願いいたします。

(2) 後期高齢者医療診療報酬支払勘定でございます。

補正額 1,018 億 4,052 万 1 千円の減、補正後の額 7,587 億 9,076 万 2 千円、補正前との比較 88.2%、主な補正理由は、歳入及び歳出の後期高齢者医療診療報酬受入金及び支出金の減でございます。

恐れ入りますが、議案書に戻っていただきまして、130 ページをお願いいたします。

議案第 27 号「令和 2 年度本会退職給付引当資産の処分限度額について」でございます。

提案理由は、本会が保有する退職給付引当資産を処分するため、この議案を提案するものでございます。

131 ページをお願いいたします。

別記でございます。退職者の増加に伴い、処分限度額を 1 億 8,596 万円に変更いたします。処分時期については、令和 2 年度内でございます。

以上、議案第 21 号から議案第 27 号までの説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、別に参考資料 2 として「令和 2 年度収支補正予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。以上でございます。

酒井議長

議案第 21 号から議案第 27 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

ないようでございますので、議案第 21 号から議案第 27 号までは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

議案第 21 号から議案第 27 号までは、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

続きまして、令和 3 年度関係議案に入ります。

議案第 28 号「診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第 39 号「保健事業積立金管理運用規程の一部を改正する規程の制定について」までを一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

それでは、議案書の 133 ページをお願いいたします。

議案第 28 号「本会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、診療報酬審査支払手数料及び公費負担医療に関する審査支払手数料の額の改定を行うことに伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

134 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、昨年 11 月に開催いたしました第 4 回理事会でご承認いただきましたとおり、令和 3 年 3 月審査分以降における診療報酬審査支払手数料及び公費負担医療審査支払手数料を記載のとおり改正するもので、施行期日は、令和 3 年 3 月 1 日でございます。

139 ページをお願いいたします。

議案第 29 号「本会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、診療報酬審査支払特別会計の経理について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種費用の請求支払に関する業務を新たに加えることに伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

140 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和 2 年 12 月 28 日付け厚労省通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種における集合契約等について」に基づく集合契約による医療機関等からのワクチン接種費用の請求支払業務について、国保連合会でその業務を実施することから、その経理規則について所要の整備を行うもので、施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

145 ページをお願いいたします。

議案第 30 号「本会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、特定健康診査・特定保健指導等費用の支払に関する業務及びデータ管理等に要する手数料の額、受診券等作成業務に要する手数料の額の改定及び押印に係る様式の統一化に伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

146 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和 3 年 4 月処理分以降における特定健康診査・特定保健指導等費用の支払に関する業務及びデータ管理等に要する手数料を記載のとおり改正するとともに、押印に係る様式の統一化を図ることに伴い、様式

を改正するもので、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

また、本手数料につきましては、昨年11月に開催いたしました第4回理事会におきまして、令和3年度の単価は据置き、令和4年度以降の単価につきましては、令和3年度に検討する旨の説明をしておりましたが、11月以降、令和2年度から新たに委託契約を締結した保険者分を含め請求件数が増加し、それに伴い、令和2年度において黒字を確保できる見込みとなったことから、令和3年度単価を引き下げるものであります。

なお、詳細につきましては、別に「資料1」として「特定健診等データ管理・共同処理事業手数料について」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

151 ページをお願いいたします。

議案第31号「本会福祉医療費審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、福祉医療費に関する審査支払手数料の額の改定及び押印に係る様式の統一化に伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

なお、以降の手数料額等の改定議案につきましては、先程の議案第28号同様、昨年11月に開催いたしました第4回理事会でご承認いただきましたものでございます。

152 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和3年3月審査分以降における福祉医療費審査支払手数料を記載のとおり改正するとともに、押印に係る様式の統一化を図ることに伴い、様式を改正するもので、施行期日は、令和3年3月1日でございます。

157 ページをお願いいたします。

議案第32号「本会介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費並びに公費負担医療等に関する審査支払手数料の額の改定を行うことに伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

158 ページをお願いいたします

改正の概要でございますが、令和3年4月審査分以降における介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費並びに公費負担医療等審査支払手数料を記載のとおり改正するとともに、様式第1号の文言の整理を行うもので、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

165 ページをお願いいたします。

議案第 33 号「押印に係る様式の統一化に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、押印に係る様式の統一化を図ることに伴い、関係規則について所要の整理を行うためでございます。

166 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、押印に係る様式の統一化を図ることに伴い、記載の 4 規則の様式を改正するもので、施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

177 ページをお願いいたします。

議案第 34 号「本会保険者レセプト管理システム運用管理業務規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、保険者レセプト管理システム運用管理業務手数料の額の改定及び押印に係る様式の統一化に伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

178 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和 3 年 4 月処理分以降における保険者レセプト管理システム運用管理業務手数料を記載のとおり改正するとともに、押印に係る様式の統一化を図ることに伴い、様式を改正するもので、施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日でございます。

182 ページをお願いいたします。

議案第 35 号「本会療養費審査規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、療養費に関する審査手数料の額の改定、押印に係る様式の統一化及び後期高齢者医療広域連合からの委託方法の変更に伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

183 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、(1) 手数料関係につきましては、令和 3 年 3 月審査分以降における療養費審査手数料を記載のとおり改正するものでございます。

(2) 委託関係につきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託業務に当該規則を適用するため、後期高齢者医療広域連合に係る読替規定及び委託書の様式を追加するものでございます。

(3) 押印関係につきましては、押印に係る様式の統一化を図ることに伴い、様式を改正するもので、施行期日は、令和 3 年 3 月 1 日でございます。

192 ページをお願いいたします。

議案第 36 号「本会柔道整復師施術療養費等審査支払規則の一部を改正する規

則の制定について」でございます。

提案理由は、柔道整復師施術療養費等に関する審査支払手数料の額の改定、押印に係る様式の統一化及び後期高齢者医療広域連合からの委託方法の変更に伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

193 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、(1) 文言の改正につきましては、当該規則で取り扱う特別療養費の対象を明確化するものでございます。

(2) 手数料関係につきましては、令和3年3月審査分以降における柔道整復師施術療養費審査支払手数料を記載のとおり改正するものでございます。

(3) 委託関係につきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託業務に当該規則を適用するため、後期高齢者医療広域連合に係る読替規定及び委託書の様式を追加するものでございます。

(4) 押印関係につきましては、押印に係る様式の統一化を図ることに伴い、様式を改正するもので、施行期日は、令和3年3月1日でございます。

205 ページをお願いいたします。

議案第37号「本会公印規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、押印に係る様式の統一化を図ることに伴い、関係規定について所要の整理を行うためでございます。

206 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、押印に係る様式の統一化を図ること等に伴い、様式を改正するもので、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

215 ページをお願いいたします。

議案第38号「本会国保データベース（KDB）システム負担金規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、国保データベース（KDB）システム負担金を新たに介護保険者から徴収することに伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

216 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、国保データベース（KDB）システム負担金につきましては、現在、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合から徴収しておりますが、令和2年度から開始いたしました「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」等、介護保険者におきましても国保データベース（KDB）システムを活用することとなりますので、昨年11月に開催いたしました第4回理事会でご承認いただきましたとおり、令和3年度から新たに介護保険者からも徴収させていただ

くもので、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

221 ページをお願いいたします。

議案第39号「本会保健事業積立金管理運用規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、保健事業積立金に関する保有額の上限額の改定を行うことに伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

222 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和3年度以降における保健事業積立金の保有額の上限額を記載のとおり改正するもので、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、議案第28号から議案第39号までの説明を終わります。

酒井議長

議案第28号から議案第39号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等
はございませんか。

ないようでございますので、議案第28号から議案第39号までは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

議案第28号から議案第39号までは、規約第33条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第40号「負担金の賦課額について」から議案第50号「退職給付引当資産等の処分限度額について」までを一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の226ページをお願いいたします。

議案第40号「令和3年度本会負担金の賦課額について」でございます。

提案理由は、令和3年度の国民健康保険及び介護保険に係る会員の負担金賦課額を定めるためでございます。

227 ページをお願いいたします。

本会負担金規程第2条において、理事会で負担金の額を定めることとなっており、次の228ページの別記のとおり負担金の額を定めるものでございます。

なお、兵庫県につきましては、令和2年度同様に、国保の会員平等割を負担いただくこととしております。

229 ページには保険者別見込額を掲載しておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

230 ページをお願いいたします。

議案第41号「令和3年度本会国保データベース（KDB）システム負担金の賦課

額について」でございます。

提案理由は、令和3年度の国保データベース（KDB）システムに係る会員の負担金賦課額を定めるためでございます。

231 ページをお願いいたします。

本会国保データベース（KDB）システム負担金規程第2条において、理事会で負担金の額を定めることとなっており、次の232ページの別記のとおり昨年11月に開催いたしました第4回理事会でご承認いただきました負担金の額を定めるものでございます。

233ページには保険者別見込額を掲載しておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

234ページをお願いいたします。

議案第42号「令和3年度本会保健事業負担金の賦課額について」でございます。

提案理由は、令和3年度の保健事業負担金の賦課額を定めるためでございます。

235ページをお願いいたします。

本会保健事業負担金規程第2条において、理事会で負担金の額を定めることとなっており、次の236ページの別記のとおり負担金の額を定めるものでございます。

237ページには保険者別見込額を掲載しておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

239ページをお願いいたします。

議案第43号「令和3年度本会事業計画及び予算について」でございます。

提案理由は、令和3年度の事業計画及び予算として、この議案を提案するものでございます。

240ページをお願いいたします。

「第1 令和3年度事業計画について」、「1 基本方針」でございますが、内容を要約させていただきますと、前段からは、本会が保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすため、基幹業務である審査支払業務の効率的・効果的な審査の推進、また、共同電算処理事業や保健事業の実施により、保険者事務の効率化、負担軽減に資する各種保険者支援事業を展開してきたことを記載しております。

次の段落の「また」からは、平成30年8月に「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」を策定し、審査支払機関改革に対応した診療報酬審査支払業務の強化や国のデータヘルス改革の推進に伴う被保険者番号の個人単位化等、今後

直面する多くの困難な課題に的確に取り組むとともに、保険者の期待に十分応えていくよう努めていくこと、次の段落「さらに」からは、令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保連合会の具体的な業務内容として、「診療報酬の審査支払業務」及び「第三者行為損害賠償求償事務」等の業務規定の明文化、データ分析等に関する業務の追加として、「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」の明確化などが令和2年10月1日から施行されたことに伴い、より一層、審査支払機関としての機能強化を図ってまいります。

一方、国におきましては、社会保険診療報酬支払基金と国保連合会の審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方について、具体的な内容を検討する「審査支払機能の在り方に関する検討会」が令和2年9月に設置され、令和2年度末に方向性が示される支払基金と国保連合会との審査結果の差異の解消やシステムの整合性等について、適切に対応してまいります。

241 ページをお願いいたします。

これらのことを受けまして、令和3年度の本会の事業運営にあたっては、これまでの取組はもとより、新たな状況にも的確に対応していくため、「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2018」を踏まえながら、審査支払機関として、これまで以上に審査支払業務の円滑な実施と機械チェック等の充実による効率的・効果的な審査に取り組むこととします。

また、保険者の共同体として、兵庫県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」を踏まえた各種共同事業、「保険者努力支援制度」に重点を置いた保健事業の展開、「第5期介護給付適正化計画」等を踏まえた介護給付適正化システムの活用を中心とした保険者支援を検討・実施するなど、保険者支援事業の充実を図るため、関係団体等と連携・協働を図りながら推進してまいります。

さらに、令和2年度から対応しております三密の回避をはじめとした感染症予防対策等、本会を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、良質な保険者サービスを確保した中で各種事務事業の見直しと経費削減に努めながら、国保総合システム等の各種電算システムの安定的な運用を図るとともに、中期的な財政を見通した計画的かつ健全な財政運営の推進、今後の国保連合会に必要な幅広い視野と専門知識を有した人材を育成するなど、効率的な運営体制の確立に努めてまいります。

なお、今申し上げました課題に対応するため、本会においては、「中期経営計画（第5次）」を令和元年度から3か年の計画期間で策定し、適切な進行管理及び課題整理を行ってまいります。

242 ページをお願いいたします。

「2 主要事業の概要」、「(1) 審査支払業務の充実・強化」といたしまして、アの「診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化」、イの「介護給付費等審査支払業務の充実・強化」、243 ページ、ウの「障害者総合支援法関係業務等の充実・強化」につきまして、記載のとおり実施してまいります。

次に「(2) 保険者支援事業の充実・強化」といたしまして、アの「共同事業等の積極的な推進」につきまして、記載のとおり実施してまいります。

特に「(イ) オンライン資格確認の開始に伴う保険者支援業務の実施」につきましては、令和3年9月診療分、10月審査から開始するオンライン資格確認によるレセプト振分・分割に伴い、資格エラーとなっている双子チェックや性別、生年月日の不一致等につきまして、被保険者情報を基に本会が修正する等、保険者が実施する資格点検業務や高額療養費支給額計算等処理の効率化を図るために実施してまいります。

244 ページをお願いいたします。

イの「保健事業等の積極的な展開」につきまして、記載のとおり実施してまいります。

特に「(ウ) KDB システム等によるデータ分析の実施」につきましては、KDB システム及びKDB 補完システムの活用により、レセプトや特定健診情報等、被保険者の保健医療の向上に資する情報の整理及び分析を行い、保険者と情報共有してまいります。

また、保険者での KDB データ活用や評価・分析等をより効率的・効果的に実施するため、「KDB 補完システムカスタマイズ検討会」において、保険者ニーズを把握するとともに、県の「都道府県ヘルスアップ支援事業」の受託により、KDB 補完システムの機能改修を行ってまいります。

245 ページをお願いいたします。

「(3) 効率的な運営体制の確立」につきまして、記載のとおり実施してまいります。

特にイの「持続可能な組織運営体制」、「(イ) ICT を活用した事業運営の効率化」につきましては、Web 会議システムの活用や RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション) の実証実験を実施し、事業運営の効率化に取り組んでまいります。

246 ページをお願いいたします。

令和3年度の主要事業体系表でございますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

247 ページをお願いいたします。

「第2 令和3年度予算の概要について」でございます。

「1 予算の考え方」でございます。

(1) 令和3年度の予算編成にあたりましては、令和3年度から令和5年度までの中期財政見通しを踏まえ、情勢の変化に対応した事業の推進や充実強化などに必要な経費を計上し、手数料を基本財源とした収支均衡を図ることを基本といたします。

また、令和2年12月28日付け厚労省通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種における集合契約等について」に基づき、住民票所在地以外で新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受けた対象者のワクチン接種費用の請求支払業務に必要な経費を計上してまいります。

(2) の歳入につきましては、中期財政見通しを踏まえ、負担金及び審査支払手数料等の単価を見直すことといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種費用の事務手数料単価につきましては、厚労省から1件当たり300円を上限とする旨示されたことから、当該上限額を予算計上いたします。

(3) の歳出につきましては、国保総合システムや各種システムの運用保守等の必要経費を見込むとともに、審査の充実・高度化及び保険者支援事業の充実を図るための事業に重点を置いた経費配分を行います。

なお、歳出を抑制するため、引き続き、良質の保険者サービス等を確保した中で、ICT等を活用した事務事業の見直し及び事務の効率化を図るなど経費削減を徹底するとともに、国庫補助金等を有効に活用し、その財源に充当いたします。

なお、令和3年度の手数料等につきましては、別に参考資料1として「令和3年度本会会員負担金・審査支払手数料等一覧表（案）」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

250 ページをお願いいたします。

「令和3年度本会会計別予算の概要（総括）」でございます。

令和3年度の予算の総額は最下段でございます。

約1兆9,575億円に対前年度予算比101.8%と見込んでおります。

次に、議案第44号から議案第49号までの各会計の予算でございますが、「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の10ページをお願いいたします。

令和3年度予算につきましては、各会計の合計、令和2年度当初予算との比較、対前年度比と、一般会計及び特別会計の業務勘定については、主な増減を説明さ

せていただきます。

それでは、議案第 44 号「令和 3 年度一般会計歳入歳出予算について」でございます。

3 年度予算 9 億 3,121 万 6 千円、2 年度予算との比較 1 億 5,265 万 1 千円の減、対前年度比 85.9%、主な増減は、兵庫県ヘルスアップ支援事業の関連経費の増、18 階事務室東側の大規模改修終了に伴う事務所管理積立金の繰入れ及び工事請負費の減、消費税及び地方消費税を一般会計から各特別会計（業務勘定）への支出に変更することに伴う減でございます。

11 ページをお願いいたします。

議案第 45 号「令和 3 年度 診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について」、

(1) 業務勘定でございます。

3 年度予算 34 億 8,848 万 3 千円、2 年度予算との比較 3 億 9,806 万 2 千円の減、対前年度比 89.8%、主な増減は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種費用の請求支払業務関連経費の増、次期国保総合システム負担金支払延期に伴う国保中央会負担金の減、KDB 補完システム構築経費の減でございます。

なお、歳出の予備費つきまして、令和 2 年度と比較し増額となっておりますが、これは、令和 6 年 3 月末にハードウェア保守期限が到来する次期国保総合システムの在り方について、現在、厚労省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」で検討されているところであり、次期システム更改に係る減価償却引当資産への積立等、経費が見えないことから、令和 3 年度当初予算においては、いったん予備費で予算計上していることに伴うものでございます。

12 ページをお願いいたします。

(2) 診療報酬支払勘定でございます。

3 年度予算 4,439 億 2,514 万 3 千円、2 年度予算との比較 22 億 2,970 万円の増、対前年度比 100.5%となっております。

13 ページをお願いいたします。

議案第 46 号「令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

3 年度予算 35 億 8,397 万 5 千円、2 年度予算との比較 7,466 万 5 千円の減、対前年度比 98%となっております。

14 ページをお願いいたします。

主な増減は、インターネット請求事業所に係る支払額決定通知書等の郵送廃止に伴う経費の減でございます。

次に (2) 介護給付費等支払勘定でございます。

3年度予算4,794億8,400万3千円、2年度予算との比較120億8,400万円の増、対前年度比102.6%となっております。

15ページをお願いいたします。

(3) 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定でございます。

3年度予算41億1,888万3千円、2年度予算との比較396万円の減、対前年度比99.9%となっております。

16ページをお願いいたします。

議案第47号「令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

3年度予算1億9,142万8千円、2年度予算との比較53万1千円の増、対前年度比100.3%、主な増減は、国保中央会負担金等の増でございます。

17ページをお願いいたします。

(2) 障害介護給付費支払勘定でございます。

3年度予算1,140億12万2千円、2年度予算との比較60億円の増、対前年度比105.6%となっております。

次に、(3) 障害児給付費支払勘定でございます。

3年度予算306億5,040万2千円、2年度予算との比較36億円の増、対前年度比113.3%となっております。

18ページをお願いいたします。

議案第48号「令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

3年度予算1億5,917万6千円、2年度予算との比較183万8千円の増、対前年度比101.2%、主な増減は、ICT積立資産の繰入れ及び積立ての増でございます。

19ページをお願いいたします。

(2) 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定でございます。

3年度予算は、14億4,000万3千円で、2年度と同額となっております。

次に(3) 後期高齢者健康診査等費用支払勘定でございます。

3年度予算は、7億6,500万3千円で、こちらも2年度と同額となっております。

20ページをお願いいたします。

議案第49号「令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

3年度予算33億1,537万8千円、2年度予算との比較9,108万3千円の増、対

前年度比 102.8%、主な増減は、国保中央会負担金等の増、ICT 積立資産の繰入れ及び積立ての増でございます。

21 ページをお願いいたします。

(2) 後期高齢者医療診療報酬支払勘定でございます。

3 年度予算 8,714 億 6,216 万 3 千円、2 年度予算との比較 118 億 8,788 万円の増、対前年度比 101.4%となっております。

なお、予算につきましては、別に参考資料 3 として「令和 3 年度収支予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に「議案書」に戻りまして、459 ページをお願いいたします。

議案第 50 号「令和 3 年度本会退職給付引当資産等の処分限度額について」でございます。

提案理由は、本会が保有する積立金を処分するため、この議案を提案するものでございます。

460 ページの別記でございます。処分限度額でございますが、1 退職給付引当資産 4,619 万 9 千円、2 保健事業積立金 500 万円、3 財政調整基金積立資産 4 億 3,473 万 7 千円、4 減価償却引当資産 6,643 万 2 千円、5 ICT 積立資産 5 億 4,857 万 1 千円、それぞれを処分限度額とし、処分時期につきましては、いずれも令和 3 年度内でございます。

以上、議案第 40 号から議案第 50 号までの説明を終わります。

酒井議長

議案第 40 号から議案第 50 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、議案第 40 号から議案第 50 号までは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

議案第 40 号、議案第 41 号及び議案第 42 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

議案第 43 号から議案第 50 号までは、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 51 号「役員の新補充選任について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 462 ページをお願いいたします。

議案第 51 号「本会役員の新補充選任について」でございます。

丹波支部選出の監事の退任に伴い、監事 1 名が欠員となっており、その補充選

任を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

463 ページでございますが、監事の被推薦者名は、林 時彦丹波市長でございます。

任期につきましては、第 140 回通常総会での議案可決後から令和 4 年 3 月 31 日まででございます。

以上、議案第 51 号の説明を終わります。

酒井議長

議案第 51 号の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、議案第 51 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

議案第 51 号は、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 52 号「通常総会の招集について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 464 ページをお願いいたします。

議案第 52 号「第 140 回本会通常総会の招集について」でございます。

総会の招集は、本会規約第 33 条の規定に基づき、理事会の議決によることとなっておりますので、この議案を提案するものでございます。

465 ページでございますが、日時、令和 3 年 2 月 26 日、金曜日、午後 1 時 30 分から、場所は、18 階、本会大会議室でございます。

以上、議案第 52 号の説明を終わります。

酒井議長

議案第 52 号の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、議案第 52 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

議案第 52 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、その他といたしまして、「国保総合システムの次期更改について」を事務局から説明願います。

永井事務局長

それでは、資料 2「国保総合システムの次期更改について」をお願いいたします。

この資料は、現在、国に設置されております「審査支払機能の在り方に関する

検討会」での令和3年1月時点での検討状況等を国保中央会が作成されたものであり、今後の整理状況を踏まえて、3月及び7月に更新版が提示される予定となっております。

国の規制改革会議において、令和2年度末に結論を得ることになっておりますので、今後、本会といたしましても、国保中央会と協議を重ねてまいります。3月、7月の更新版の状況につきまして、令和3年度の支部代表者協議会や理事会、総会におきまして、説明させていただきたいと考えております。

以上、資料2「国保総合システムの次期更改について」の説明を終わります。

酒井議長

「国保総合システムの次期更改について」の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

久保総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、加古川市長の岡田副理事長からご挨拶を申し上げます。

岡田副理事長

皆様、本日は何かとお忙しい中お集まりいただき、そして、たくさんの議案がございましたけれども、慎重なるご審議と提案どおりのご承認をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、事務局の皆様も大量の資料のご準備と運営をありがとうございました。

これからも、環境の変化、また、国等の動きにも合わせて、保険者ニーズにしっかりと対応できるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きのご協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

本日は本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

久保総務課長

ありがとうございました。


これをもちまして、令和2年度第5回理事会を閉会いたします。

それでは、理事の皆様には、2月26日の総会にご出席いただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

酒井隆明 

議事録署名人

岡田康裕 